

亀山市公告第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第43条第2号の規定に違反するので同法第71条第3項後段の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 措置の履行期限

平成30年9月12日

2 命じようとする措置の内容

亀山市道道野12号線敷地の亀山市布気町字山子970番16地内に設置されたコンクリート製車止め2個を除却し、汚損された路面を現状に回復すること。

3 措置が履行されなかった場合の措置

1の履行期限までに2の措置が履行されないときは、道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項後段の規定により市長又は市長が命じた者若しくは市長が委任した者が2の措置を行う。